

那覇市立松島小学校 いじめ防止基本方針

平成 28 年 6 月策定

令和 4 年 2 月改訂

令和 7 年 4 月改訂

1 本校の基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（以下、いじめ防止法）第 13 条により、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。言うまでもなく、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、児童を取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの責任を自覚しなければならず、いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくっていくかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、本校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめの早期解決に向けて取り組むものである。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条 1 項には、いじめの定義が次のとおり規定されている。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた立場に立つことが重要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌いなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、「遊ぶふり」をしてたたかれたり、けられたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止等のための施策

(1) いじめ対策委員会(いじめ防止対策推進法第22条)*児童支援委員会が兼ねる

○構成員; 校長 教頭 生徒指導主事 教育相談主任 養護教諭 特別支援CO
各学年生徒指導担当

(必要に応じて参加 教育相談支援員 SC SSW 加害及び被害児童担任)

○主な取組

☐本校のいじめ防止基本方針の策定・修正

☐いじめ防止基本方針に沿った実践と検証

☐校内研修の企画・運営

☐関係機関との連携

☐いじめに関わる情報収集

☐全職員へいじめに係る情報の提供

☐第1次緊急対応会議(ケース会議)の実施

☐重大事案への対応

○開催

毎月第4木曜日を定例とし、いじめ事案発生の際は緊急開催とする。

(2) 関係機関との連携

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産等に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し被害児童を守る。その際には、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向も配慮した上で 警察に相談・通報し、教育委員会や医療機関とも連携しながら対応する。

4 いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」について

(1) 未然防止

いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

☐児童を信じ、寄り添い、児童のこれからの成長につなげる取組の充実

☐いじめを許さない、見逃さない体制の構築と児童への周知の徹底

☐日常的な「わかる授業」の実践(個別最適な学びと協働的な学び)

☐道徳科の授業を中心とした全教育活動における道徳教育の充実

☐委員会活動や係活動などの自治的な活動(特別活動)の充実

☐学年・学級経営を基盤にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくりの充実

☐生徒指導の4つのポイント(自己存在感、共感的な人間関係、自己決定、安全安心な風土の醸成)を意識した取組の充実

☐組織的な対応と規範意識等の醸成

・月1回の「教えてアンケート」の実施と、年2回の教育相談の実施。

・学習規律、生活規律の確立と支持的風土のある学年、学級経営

・道徳、人権、平和教育の推進(講演会、非行防止教室等の実施)

・学校行事等での異学年との交流の推進

・地域行事等への参加の奨励

(2) 早期発見

児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

□教師が豊かな感性で日頃から児童理解、児童観察に努める。

- ・いじめのサインを早期に発見する。授業における児童相互の関係の注視（視線、発言、ペアやグループなどの協働学習等）。
- ・児童同士の会話や児童のつぶやきなどを傾聴する（休み時間、放課後等）。

□児童へのアンケートや児童支援委員会での情報交換、教育相談の充実などを通して、いじめの早期発見に日常的、組織的に取り組む。

□教職員間の情報交換

- ・学年会等での情報交換（「これくらい」の感覚を捨て、きになることを全て共有）
- ・毎週火曜日の終礼や三役会での情報共有
- ・毎月の児童支援委員会無いででの情報共有（いじめ認知も含む）
- ・必要に応じたケース会議、臨時集会

(3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく迅速に対応する。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先とし、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。

□速やかな報告の徹底

- ・担任、現状目撃者などの情報受信者→担任、学年主任、生徒指導主事等→教頭→校長のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ発見報告書」を作成し教頭へ提出する。
- ・教頭は校長と確認し、「第1次緊急対応会議」を招集し報告書の内容を周知する。

＊「いじめ発見報告書」

①日時 ②場所 ③被害児童 ④加害児童 ⑤内容・状況 ⑥情報受信者

＊「第1次緊急対応会議」…当該児童に聞き取りをする前に事実確認を進める会議

①構成員；校長 教頭 生徒指導主事 学年主任 被害加害児童担任

特支C o 養護教諭

②会議内容

いじめの状況 時系列での事実の把握 いじめの動機や背景

保護者が知っていること 被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動、性格
これまでの問題行動 等

③役割分担

被害児童への聞き取り 加害児童への聞き取り 周辺児童への聞き取り

該当児童保護者の状況 前担任への聞き取り

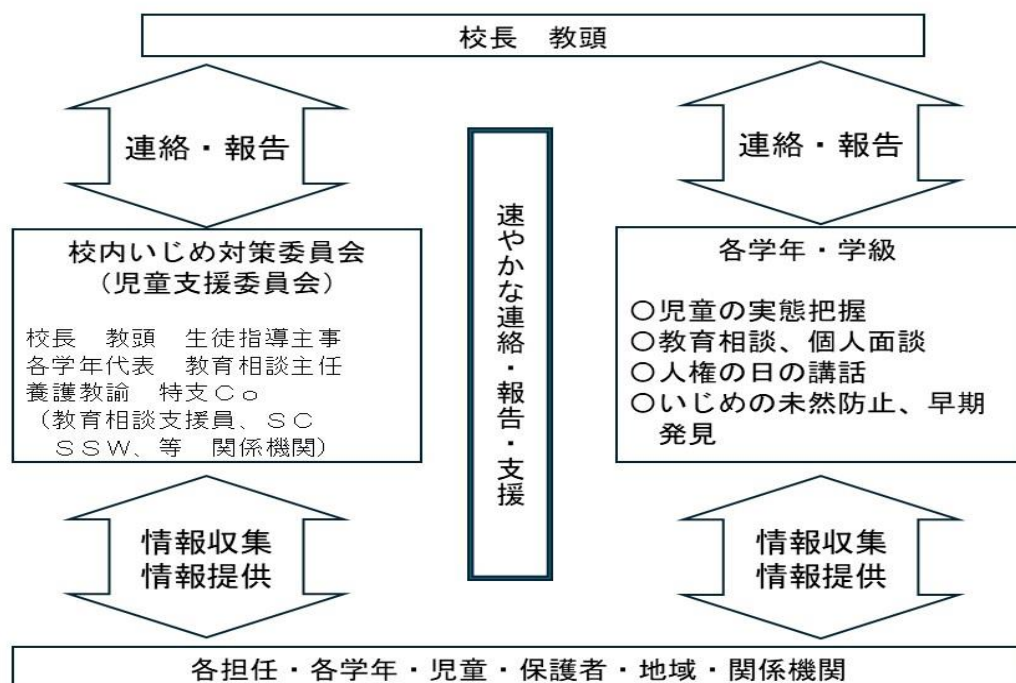
□インターネット上でのいじめの対応

- ・インターネット上に本校及び本校児童に係わる不適切な書き込み等（誹謗中傷・プライバシーの侵害・名誉毀損等）を発見した場合は、直ちに削除申請措置をとる。
- ・児童の生命、財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに那覇警察署に通

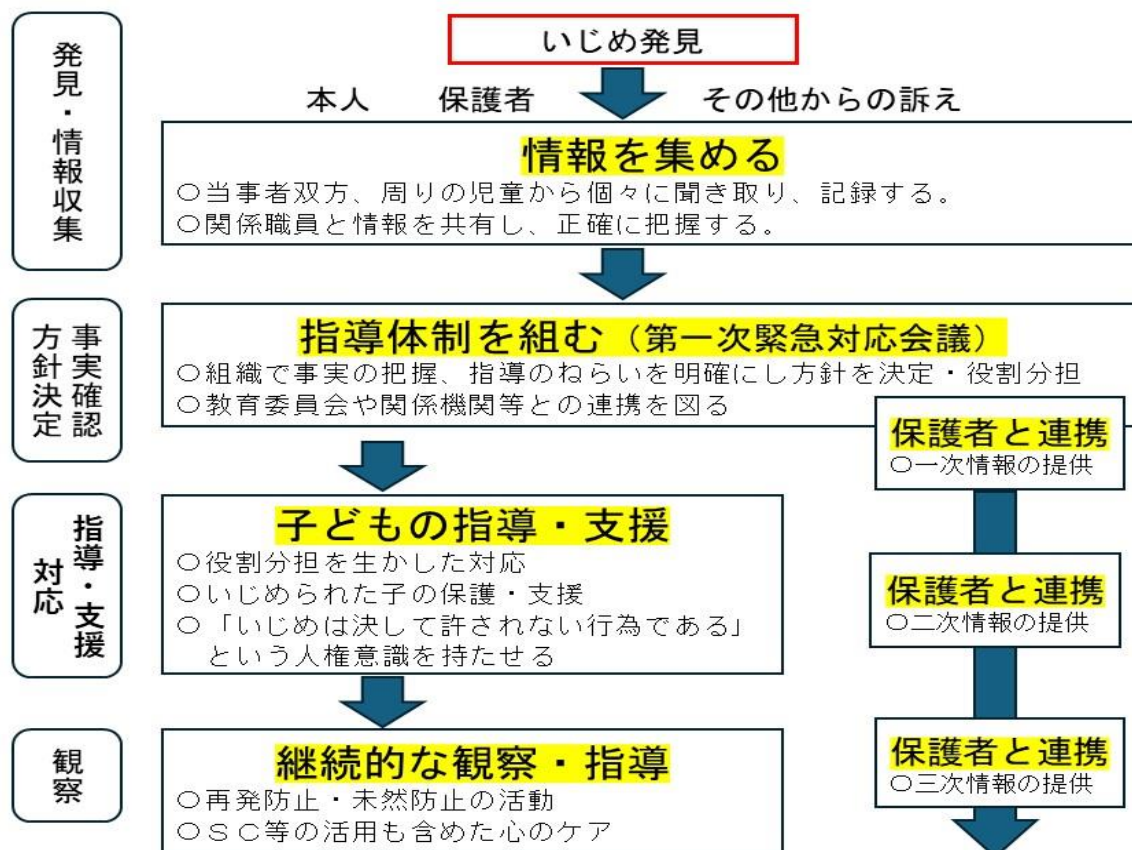
- 報し適切な支援を求める。さらに那覇市教育委員会に報告する。
- ・情報モラル教育を全学年で実施する。

5 いじめ防止体制

(1) 平常時



(2) いじめ発生時



6 重大事案への対応

(1) 学校による調査組織の設置（いじめ防止法第 28 条）

①重大事案の提議

ア いじめにより児童の生命、*1 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより児童が*2 相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき。

*1 ・児童が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

*2 不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も含める

②重大事案への対処

○重大事案が発生した旨を、那覇市教育委員会に速やかに報告する。

○那覇市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関等との連携を適切にとる。

○上記調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 校内研修等の充実

(1) 校内研修

いじめ防止法第 18 条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修で実施する。

重点的に実施する研修内容の対象は以下の通りである。

①学校いじめ防止基本方針及び上位法等の理解

②いじめ防止の対策と取組

③いじめの早期発見の対策と取組

④いじめへの対処の対策と取組

⑤組織的体制の構築と機能の対策と取組

⑥家庭や地域との連携の取組

⑦関係機関との連携の取組

(2) 年間計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
職員会議等	児童支援委員会			本年度のまとめ課題検討								
	事案発生時 いじめ防止対策委員会開催											
早期発見・防止対策	人権の日講話（毎月 1 日）											
	教えてアンケート											
			教育相談		教員人権研修会			教育相談				
						人権教室			人権講演会			